

親鸞における念仏彈圧観

——教科書裁判への提言——

序

一九六五年から始まった家永教科書裁判も第三次訴訟にまで及び、現在すでに高裁の判決まで出されるに至っている。

その中「親鸞をめぐる解釈」については、報道書誌を概観する限り「南京大虐殺」や「七三一部隊」といった近代、戦時体制下における事実に関する記述に比すれば、あまり注目をされてこなかった。また親鸞をその研究テーマとする諸氏におかれてもそれを契機に学界で議論が活発にされたということも聞いていない。しかし、この度検定側が改善要求をした「親鸞に関する記述」については、それが親鸞の思想形成の時期的問題ないしはその思想の根幹に関わることである以上、看過できない重要な問題ではないかと思われる。ここでは紙数の制限上、裁判の証言（二葉証言、梅原証言、後序理解の系譜等）については省略せざるを得ないが、親鸞の念仏彈

杵 築 宏 典

圧に対する姿勢・対応がどういう内容のもので、それがいつの頃から形成されていたのかを検証し、教科書記述への提言としてみたいと思う。

一

家永氏は、高校日本史用教科書『新日本史』の中で、

「……そのために、かれらは権力と結びついていた旧仏教教団の憎しみをかい、法然・親鸞らは朝廷から彈圧をうけたが、親鸞はこれにたいし、堂々と抗議の言を発して屈しなかった」

と記して、親鸞が承元の法難と言われる念仏彈圧に対して、「堂々と抗議の言を発して屈しなかった」という、批判・非容認の姿勢であることを記述している。彈圧に対する抗議の姿勢については、晩年の消息等にも見られるものであるが、これに対して検定側が改善を要求したのは、その抗議の姿勢ないしは時期的な問題であった。家永氏におけるこの記述

は、『教行証文類』後序における「今上」の表記が天皇の在位期間中（ここでは土御門天皇の在位中のことであり、親鸞は流罪中）にしか記し得ないという古田武彦氏の記述年代の研究を受けてのものであり、これには学界で特に反論もなく改善する必然性を要しないものだと言言している。それに対して検定（国）側の改善意見は、

「要するにあとになって親鸞が教行信証を著した際、その当時のことを追憶してそのとおり述べた……、」

というものであり、その根拠に赤松俊秀氏の説を学界での定説とみなし、親鸞の『教行証文類』後序における抗議の姿勢ともとれる記述は、あくまで晩年の回想であるとの立場をとっている。（赤松俊秀『人物叢書・親鸞』参照）

結果的にはこの改善要求を家永氏は容認しなかったが、改善要求については高裁判決で、

「抗議行動の時期に関しては、検定側の意見に沿う有力な学説が存在したと認められるから、改善意見を付したことに相当な理由があり……」（第三次訴訟高裁判決要旨）

とあるように、それを妥当な見解だとしている以上、親鸞の念仏弾圧に対する姿勢が晩年の回想という、一種の回顧主義的な理解へと限定されてしまう恐れがある。教科書が、それを用いる事によって生徒に広い見識を与え学力を高めるものであるならば、一人の人物を扱う際には、その事実や思想に

基づいて正確に記載せねばならないであろう。その意味で親鸞における念仏弾圧への対応・姿勢が、過去の回想か弾圧への直接的な抗議であるかは、その思想の内実や形成を考えた際に大きな問題となってくるのである。

二

親鸞はその消息の中で、しばしば念仏弾圧について言及している。そこで展開されている考え方は、

「この世のならひにて念仏をさまたげんひとは、そのところの領家・地頭・名主のやうあることにてこそさふらはめ、とかくもうすべきにあらず」（真聖全一七〇一）

というものであった。この表現は念仏弾圧に対する容認というものではなく、むしろその表現の後に「やう」（理由）として『目蓮所問経』や『法事讃』の文を根拠とすることからもわかるように、仏の予告通りに弾圧が生起していることで一層浄土の教えの正しさを確信し、それ故にこそ念仏者として毅然とした態度を取るようにすすめているものである。このような態度・姿勢は、記述時期からしても明らかに関東における念仏弾圧、親鸞晩年のものであることは間違いないのであるが、果たしてそのような考え方が親鸞晩年という時期に至って始めて形成されてきたものであろうか。

ここで親鸞が消息等において、門弟に指示をしたり、応答

をする仕方として特長的なものがあることを指摘してみたいと思う。

一つは經典や論釈を引用して解説するようなもの。

二つは師法然の言葉を用い、紹介するもの。

三つ目は自らの体験を吐露するようなもの、等等。

この内二つ目の法然上人の言葉を引用して紹介するものに着目してみると、親鸞は師法然の言葉を消息等でたびたび引用し、その教えを晩年になって再確認していることがわかる。

「故法然上人は淨土宗のひと愚者になりて往生すと候ひしことを……」

「よきひとのおほせをかむりて信するほかに別の子細なきなり……」
「義なきを義とすとこそ大師聖人のおほせにて候へ……」

などといったものである。そこでは法然聖人から直接聞いた教えを門弟に紹介することで、自らもその教えを継承し堅持していたことが知られてくる。その意味では親鸞においては、「念仏往生」「愚者の往生」「義なきを義とす」というような思想については、師法然と多少の違いがあれ、法然門下ですでに形成され、それを師の教えとして晩年まで継承・堅持されていたと考えねばならないであろう。

三

では念仏彈圧に対する姿勢についてはどうであろう。先述

のようにそれは、親鸞晩年においては明らかに形成されているのであるが、果たして検定側の主張のように回想・追憶として晩年に限定しうるものであろうか。ここで先ほどの消息の中で引用された経論が、善導『法事讃』の文であることに着目してみても如何であろう。

「五濁造時多疑謗、道俗相嫌不用、聞見有修行起瞋毒、方便破壞競生怨」

親鸞が引用しているこの『法事讃』の文については、師法然が『選択集』を始めとして、北条政子らに送った消息の中で幾度も引用をしている。その引用の仕方とは、念仏彈圧や迫害という現実状況を背景として、末法時代の到来と専修念仏の正当性、勝利を確信させる「未来記」としてである。これは親鸞の先述の消息における引用意図とも同様である。

親鸞は師法然の引用意図を自ら汲んで、同じように門弟に指示していたと考えられるが、さらにその『法事讃』の文を親鸞自身、法然から直接聞いていたことを明かす文証として、法然門下で記したとされる『阿弥陀經集註』という書がある。これは法然の教えを書きとどめた講義ノートとでも言うべきものであり、その中で善導の『法事讃』を引用していることからして、『法事讃』の文については、親鸞が吉水時代に法然から直接聞いていた、念仏彈圧に対する姿勢として既に持っていたことは充分推測できるのである。故に

彈圧に対する姿勢は何も晩年になってからの形成ではなく、むしろ法然門下時代、親鸞の若い時代に既に形成されていたと考えるべきではなからうか。

そしてそれを生涯師法然の教えとして継承・堅持していたからこそ、晩年門弟への消息の中でも専修念仏者のとるべき姿勢として、先述のような指示をしていたと考えるのが妥当である。その意味では、この『法事讀』に基づく念仏彈圧への抗議の姿勢は、親鸞の若き日、法然門下時代に他の思想と同様、既に形成されており、晩年まで変わる事なく堅持していたと考えられるべきである。

さらにもう一点注目すべき親鸞の記述は、『七ヶ条制誡』における「僧綽空」という自筆である。この自筆については「僧」と記されている事から、親鸞が法然門下でまだ結婚していない、持戒僧であることの根拠とされてきた。しかしながら同じ法然門下においても持戒第一とされた信空や証空が「僧」と記していないことや、妻帯については当時半ば公然と行われていたことから、「僧」と記した事が直接持戒や妻帯の問題と関係するのかがどうかは再考の余地のあるところであろう。そこでこの「僧」と記した事に別の観点から考察してはどうであろう。意外なことに親鸞自身、自ら「僧」と記した事実はほとんど見られない。引文には若干見られるものの、例えば和讃（真聖全Ⅱ一五二八）等の中では

「僧ぞ法師のその御名はたうときこととききしかど……」
などと記し、和讃末尾でさらに、

「この世の本寺本山のいみじき僧とまふすも法師とまふすもうきことなり」

と記しているぐらいのことであり、そこでいう「僧」とは明らかに既成仏教教団の僧侶、国家の僧である「官僧」のことを指していると考えて間違いない。また『教行証文類』後序における「非僧非俗」の「僧」も、明らかに剝奪される「僧籍」が、「官僧」であることを意味している。つまり親鸞が使用した「僧」という語は、かなり意識的に限定して使用しており、それは国家に容認された「官僧」のことを指して使っていると考えられるのである。そこでこの観点から先ほどの「僧綽空」の自筆を検討してみよう。

ここでの「僧」の語の使用が明らかに官僧という意識で使用されているとするならば、この自筆はあえて「官僧親鸞」の意で書かれていなければおかしい。しかしここで記した『七ヶ条制誡』が旧仏教団宛に提出する公開性のものである以上、彈圧をされるべき専修念仏教団に国家認定の官僧が含まれているということは、記する側にも憚りがあるであろうし、また制誡の文書を受け取る側も快く思わないはずである。それにも関わらず親鸞があえてここで「僧」の文字を加えて記したことは、制誡を送る旧仏教教団に対する一種の抗

議の精神があつたと見てなんら不思議ではないであろう。親鸞は専修念仏教団にも官僧がいるということを主張すること、念仏彈圧の不当性に対して精一杯の抗議の姿勢を表わしたのではなからうか。

このような「僧」を冠してわざわざ自署した親鸞の意図は、あくまで推測の域を脱しないものであるが、連署の際に前の者が「僧」を付したことに続けて書いたという安易な解釈では説明しきれないものがある。むしろ親鸞がその著書において、あえて「僧」という語を意識的に使用していることから、この制誡における自署については検討の余地が残されていると言わねばならないであろう。

以上、法然門下での親鸞の記述に基づいて論究してきたが、親鸞自身法然門下で、若い時代にすでに、念仏彈圧に対する抗議の姿勢、考え方が成立・形成していた事は充分窺えるであろう。それ故にこそ自らが被った彈圧・流罪に対して、『教行証文類』後序における「主上臣下背法違義」という表現となって発せられたのである。そしてそれは師法然の他の思想と同様、親鸞においては生涯継承・堅持されており、晩年門弟にも指示していたと考えべるきである。

結

このような親鸞の念仏彈圧への抗議姿勢にもかかわらず、

教科書検定をする側ではそれを親鸞の晩年における回想・追憶として理解するのみであり、抗議の姿勢について一応認めるものの、時期については彈圧を受けた当時のものではないという見解に立っている。しかもこれまでも鎌倉新仏教の中で法然・親鸞の教科書記述については、その教義の簡易性、民衆性というところのみを殊さら強調しているが、果たしてそれだけで充分であろうか。既成教団や現存する社会と異なる思想性、国家観、神祇観等を有しているからこそ彈圧がされたのであり、それらを抜きにして法然・親鸞の専修念仏教団について教科書記述をすることが適当であるのか、当時の教団のあり方を充分踏まえて再検討する課題が残されていると言わねばならない。今後、家永氏が提訴した教科書裁判を契機として学界においても親鸞の念仏彈圧観、さらに言うならば専修念仏教義における彈圧認識や国家観などが再考・議論される事が望まれることである。

〈キーワード〉 教科書裁判、念仏彈圧、僧、『法事讃』

（龍谷大学宗教部職員）